

平成 15 年度

神奈川県政に関する要望書

平成 14 年 9 月

横浜商工会議所

神奈川県知事

岡崎 洋様

横浜商工会議所

会頭 高梨昌芳

当所の事業運営につきましては、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

さて、このたび当所では、平成15年度の神奈川県政及び予算編成に関して、優先的にお取り組みいただきたい事項を以下のとおり取りまとめましたので、これら事項の採択に向けて、特段のご配慮を賜りたく強く要望いたします。

《目 次》

(頁)

I. 神奈川県政運営・予算編成に当つてのるべき基本方向…1

II. 要望事項

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 直面する経済環境への効果的・具体的施策展開 | 2 |
| 2. 新しい成長分野への重点投資・支援 | 3 |
| 3. 地元産業界の構造転換を促すための施策展開 | 4 |
| 4. 都市再生・国際競争力強化のための都市基盤整備促進 | 5 |
| 5. 環境保全対策の推進 | 6 |
| 6. 情報公開・行財政改革の徹底推進 | 7 |
| 7. 法人事業税への外形標準課税導入の絶対反対 | 8 |

I. 神奈川県政運営・予算編成に当たってのるべき基本方向

わが国の経済情勢をみると、輸出の増加や在庫調整の進展を背景に景気が底入れしたとの見方があるものの、設備投資や個人消費は依然として冷え込んでおり、足元の景況は底入れを実感するには至っていない。

特に、中小・小規模企業の経営環境には改善がみられず、失業率は高水準にあり、雇用や所得環境は厳しい状況が続くものと考えられ、今後の輸出環境についても、原油価格や為替相場等の不確実な要素も多く、先行きの不透明感がぬぐえないのも事実である。

さらに、構造的な問題として、中国への生産現場の急速なシフトによる産業の空洞化等の大規模な変化が起こっており、様々な面で国際競争力の回復を意識した国、地方自治体の施策の実施が求められている。

以上のような経済環境に関する認識は、今後の神奈川県政運営や予算編成を行なうに当たっての大前提となるものであり、これらを踏まえて、県の産業政策の基本指針となっている『かながわ産業活性化計画』で示されている「新しい産業の創業環境の整備」「既存の産業の高度化促進」「地域の活力と特色を生かした産業の展開」の3つの基本的な方向性を、具体性とスピード感を持って展開されることを切に期待するものである。

その上で、特に経済活動という視点から、明年度の神奈川県政運営・予算編成に当たってのるべき基本方向を以下の7項目に集約し取りまとめたので、是非ともご留意いただくとともに、これら項目等に沿った具体的な要望事項を後述することとする。

- 1) 直面する経済環境への効果的・具体的施策展開
- 2) 新しい成長分野への重点投資・支援
- 3) 地元産業界の構造転換を促すための施策展開
- 4) 都市再生・国際競争力強化のための都市基盤整備促進
- 5) 環境保全対策の推進
- 6) 情報公開・行財政改革の徹底推進
- 7) 法人事業税への外形標準課税導入の絶対反対

II. 要望事項

1. 直面する経済環境への効果的・具体的施策展開

景気の現状は循環論的には底入れ局面を迎えており、地域経済の基盤を成す中小・小規模企業の多くは、必死の努力を続けておりにもかかわらず、先行きの展望を見出せないまま苦しい経営を続けているのが実情である。

こうした経済環境下においては、当面の景気対策としての効果的・具体的な施策の展開が極めて重要である。

特に、不良債権処理の加速化による金融機関の体力低下に伴い、潜在力があり将来性のある地元中小・小規模企業に円滑に資金が供給されないといったことがあってはならない。また、雇用の問題も深刻であり、再就職や雇用流動性を増すような施策実施が求められる。

については、直面する経済環境への対応として、以下の施策を積極的に展開されたい。

(1) 公共事業の上半期前倒しと県内企業への優先発注の徹底

(2) 多様な金融政策の実施

- ① 経営安定特別資金特別融資の平成15年度以降の継続
- ② 小口無担保緊急融資の実施
- ③ 神奈川県信用保証協会への働きかけ
 - ・ 経営安定特別資金返済の際の返済期間の約定変更（延長）要請への柔軟対応
 - ・ 第三者保証人を必要としない経営安定型融資制度利用徹底
- ④ 神奈川県信用保証協会の信用力強化のための保証料補助の増額と出捐金の積み増し、並びに保証審査の際の企業の技術力、製・商品特性、経営者の資質、地域経済の貢献度等を重視した審査への移行徹底
- ⑤ 「売掛債権担保融資保証制度」の普及促進

(3) 中高年求職者や学卒未就職者の就職支援のための情報提供や窓口相談、職業訓練体制の充実・強化

(4) 中小・小規模企業対策の充実・強化

- ① 経営改善普及事業の充実・強化
- ② 「商店街競争力強化基金」の基金の積み増しと活用促進

2. 新しい成長分野への重点投資・支援

景気の低迷を受けて、税収が伸び悩みをみせる中、限られた予算を如何に有効に活用していくかが国・地方自治体共通の課題となっている。

こうした課題への対応としては、硬直化した予算配分を改め、投資効率が高い分野、即ち、今後、社会経済構造の変化に伴って必要とされ、成長が見込まれる新しい分野への重点投資が強く望まれる。

地域経済の活性化に資する投資効率の高い成長分野としては、あらゆる経済社会活動の基盤となる情報分野、次世代のリーディング産業として期待される生命科学・バイオテクノロジー、新素材、薬品等関連分野、少子高齢社会に向けて対応が求められる介護・福祉、教育分野、都市の活性化と地元産業振興に寄与する観光分野、上質な生活環境を確保していく上で不可欠な環境、街づくり等の分野が想定される。

については、以下の新しい成長分野への予算配分の重点化を図られ、積極的に施策の展開を図られたい。

- (1) 高速インターネットの普及促進、教育の情報化・人材育成の強化推進
- (2) 京浜臨海部横浜サイエンスフロンティア地区を拠点とした生命科学・バイオテクノロジー研究の振興・支援と関連企業の誘致促進
- (3) 新素材、ロボット、薬品・食品・農薬、計測・検査等をはじめとした産業クラスター形成支援及び諸外国からの企業・人材誘致
- (4) 介護・福祉・教育分野への民間参入を促進する支援施策の推進
- (5) 旧警友病院跡地及びかながわドームシアター敷地への周辺地域の魅力向上・観光振興に寄与する恒久文化・芸術関連施設の整備促進
- (6) 国際仮装行列、国際花火大会への分担金等の本年度以上の確保
- (7) 横浜都心部の親水性を加味した街づくりに資する中村川、大岡川、帷子川等の河川整備促進

3. 地元産業界の構造転換を促すための施策展開

わが国経済は、情報ネットワーク化、グローバル化等の進展により、大きな構造変革の真っ只中にあり、加えて、環境保全への関心の高まりや少子高齢化等の社会環境の変化は、産業界に対して、これら変化への的確な対応を迫っている。

こうした中で、地元産業界としては、従来からの産業を維持・拡大していくのみならず、自助努力によって産業構造の転換を図る必要性を強く認識している。

については、県当局におかれても、産業構造転換を促進し、地元産業の育成に注力いただきたく、以下の施策に積極的に取り組まれたい。

- (1) 生命科学・バイオテクノロジー、新素材開発等を核とする次世代成長産業ベンチャーの創出を志向した「構造改革特区」の推進
- (2) 創業・ベンチャー企業支援を中心とした「かながわ産業活性化計画」の積極的推進
- (3) 県内大学と地元企業との自由な技術経営相談体制の確立・実施
- (4) 公募型研究開発事業の実施とその一般使用権の地元企業への無償提供並びに県内大学研究者への公募型委託研究とその成果の一般使用権の地元企業への提供
- (5) 地元中小企業者の参画可能なPFI（共同企業体を組織する際の一定割合の地元中小企業の参画の義務付けや資金調達支援等）の運用検討
- (6) コミュニティビジネスの振興支援

4. 都市再生・国際競争力強化のための都市基盤整備促進

経済の活性化や国際競争力強化の要請が強まる中、その中心的な役割を果たすべき大都市圏において、都市基盤の未整備による弊害が経済活動や県民生活の面に大きくあらわれており、ひいては国際的な優位性をも損なうに至っている。

こうした認識を背景に、大都市圏のインフラ整備の遅れや生活環境の低下に対する企業や住民の怒りと不満が政治を動かし、都市再生への機運が高まりを見せている。

都市の再生は日本経済を活性化し国際競争力を高めるのみならず、新たな投資をも呼び込み新たな産業を生み出す仕掛けにもつながる。

については、都市再生・国際競争力強化のため、神奈川県民・企業の納税努力に見合った以下の交通インフラ、情報インフラ等各種都市基盤整備を促進すべく、国等関係当局への働きかけにご尽力いただきたい。

（1）幹線道路網の整備促進

①さがみ縦貫道路北側・南側区間、横浜環状道路南側・北側区間、横浜湘南道路（首都圏中央連絡自動車道）の整備促進、並びに横浜環状道路西側区間の事業化促進

②第二東名高速道路の整備促進

（2）リニア中央新幹線の建設促進と新駅の誘致推進

（3）東海道貨物支線の貨客併用化実現促進

（4）京浜運河を活用した水上交通網の整備促進

（5）東京国際空港（羽田空港）の再拡張・再国際化に向けた取り組み

5. 環境保全対策の推進

環境保全への関心が世界的に高まりを見せる中で、わが国においてもリサイクル社会の構築と地球温暖化防止に向けて、廃棄物の発生抑制・再資源化、クリーンエネルギー普及等への積極的な取り組みが求められている。

おりしも、先にわが国は地球温暖化防止条約・京都議定書の批准を決定したが、各国が批准を終え議定書が発効すれば、先進国は温暖化ガスの排出削減義務を負うことになり、地球規模の温暖化対策が本格化しようとしている。

環境保全・地球温暖化防止のためには、国と地方自治体、事業者、国民が一体となって廃棄物の発生抑制や温暖化ガスの排出削減等に取り組むことが必要である。

予てより貴県では、「環境共生・循環型都市づくり」を重点政策課題として掲げ、銳意環境問題の解決に取り組まれているが、引き続き、本県の良好な環境を率先して保全するため、以下の施策を積極的に推進されたい。

(1) 産業廃棄物最終処分場の設置促進

(2) 二酸化炭素発生抑制に向けた「蓄熱式空調システム」「吸収式空調システム」「太陽光発電」「コーチェネレーションシステム」等クリーンエネルギーの活用を促すための助成金制度の創設

(3) ダイオキシン、P C B 対策への取り組みの一層の強化

(4) 循環型社会の構築に向けた新たな環境関連技術・製品の創出支援と既存の環境にやさしい製品・技術等の普及促進

なお、現在貴県では、今後の自然環境や生活環境の保全に資する様々な施策展開の必要性に鑑み、その財源確保の観点から生活環境税制のあり方を検討されているが、先ずは、自らの行政改革の徹底や一般財源の組替えによって、その財源は捻出されるべきであり、その上で財源が不足するのであれば、県民への十分な説明と理解を前提に、改めて財源確保策を広く県民に問うことが肝要である。

6. 情報公開・行財政改革の徹底推進

景気低迷が10年目に入り、産業構造の転換が急激に進む中で、企業及びその従業員は絶え間ない努力と代償を払っており、その流れは今後も止まることがない。

しかしながら、わが国の行政当局は、組織運営や政策決定プロセスが不透明であり、且つ政策評価意識や時間価値尺度が希薄であるため、民間に比べて事業・組織の効率化への取り組みが遅れているのが実情である。

社会経済構造が変化し税収が伸び悩みを見せる中にあっては、なおさら行政当局の効率化が不可欠であり、神奈川県当局においても行財政改革の徹底推進と積極的な情報公開が求められている。

加えて、情報公開・行財政改革を検討される場合には、従来の枠組みを前提とすることなく、行政の守備範囲や経営効率性といった自治体経営の本質的なあり方を追求することが今、正に求められており、官と民が協働した新しい時代の社会システムの構築を図ることが重要である。

については、神奈川県当局の情報公開・行財政改革の徹底推進に向けて、以下の事項に積極的に取り組まれたい。

- (1) 予算配分・執行・実績等の全面逐次開示
- (2) 国税・県税の税目別納税額の他都市比較と横浜市内への国税・県税の性格別支出額の明示・公開
- (3) 国から地方への税財源（所得税、消費税の一部）の移譲に向けた国への働きかけ
- (4) 議員・職員定数の削減と組織の簡素化・効率化促進
- (5) 第3セクター・外郭団体の收支バランス等の経営状況公開と整理統合促進
- (6) 判り易い評価基準にもとづく「行政評価システム」の確立とその成果の明示・公開
- (7) 「電子県庁」の着実な推進
- (8) 行政事務・事業（コンピューター等の保守・運用業務、庁舎・公園等公共施設の管理業務等）の外部委託、民営化の推進

7. 法人事業税への外形標準課税導入の絶対反対

法人事業税への賃金・資本金等を課税標準とする外形標準課税の導入は、企業の雇用や投資に抑制的に作用し、経済活力を削ぐおそれがあり、絶対に反対である。

特に、諸外国でも「雇用、競争力に悪影響がある」として廃止の方向にある税であり、例えば、輸出の際に税が製品価格に上乗せされることにより、国際競争力上大きなマイナスになり、生産拠点の海外移転などわが国産業の空洞化を一層促進させる。また、担税力のない赤字法人や収益性の低い中小企業への課税強化となるほか、ベンチャー企業等新規開業支援に逆行する。

地方自治体の財政安定化が外形標準課税を導入すべきとする理由のひとつにあげられているが、法人事業税は長年にわたり、所得を課税標準とする応益税であったにもかかわらず、税収が景気変動に左右される状況を背景に、応益の観点から、法人事業税に外形標準課税を導入すべきであると主張することは理解に苦しむ。地方自治体の行財政改革が徹底されているとは到底言い難い状況にあって、最初に財政安定化ありきでは、納税者として納得できるものではない。

最近「税の空洞化」として、あたかも全体の7割を占める赤字法人が税を全く払っていないかのような論調があるが、地方税のうち全国の法人が負担する所得外課税（法人住民税均等割・固定資産税等）6.4兆円のうち、赤字法人の負担はすでに4.5兆円にも達していることに十分留意すべきである。さらに、仮に「応益」原則というのであるならば、法人・個人ともに広く薄く負担する公平な税制とすべきである。

さらに、「外形標準課税を導入すると、法人所得課税の実行税率は下がることになる」との主張があるが、所得課税の実行税率が僅かに下がったとしても人件費や資本金を基準とした課税が加われば、企業によっては実質増税となるなど、税率下げ効果は限定的となり、また、外国企業の日本進出に際しても、租税条約上の対日投資の阻害要因にもなり、わが国の経済活性化に逆行するものである。

まずは、行政事務・事業の効率化・民営化も含め納税者が納得できる行財政改革を徹底的に行った上で、国税である所得税や消費税等の税財源を地方へ移譲する抜本的な税制のあり方を国に要請していくことが前提であり、安易な税制の見直しによる税収確保に方策を求めるべきではない。